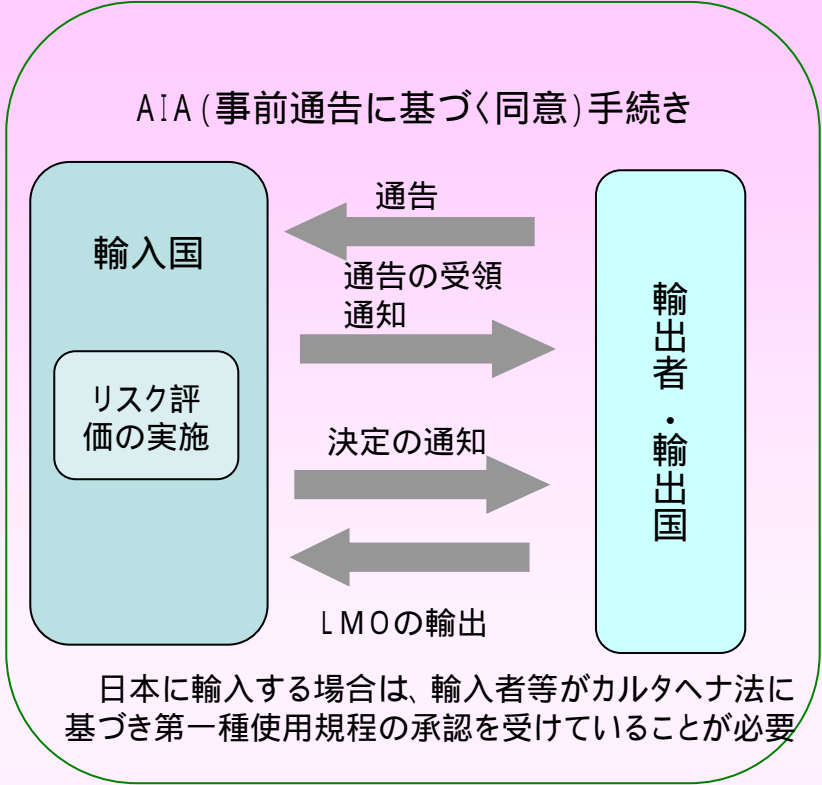


日本へのLMOの輸入

相手国(議定書締約国)の輸出者の手続き			
環境への導入を目的としたLMO		食料・飼料・加工用のLMO	拡散防止措置を執って使用されるLMO
当該LMOのわが国への最初の輸入の場合	それ以外の場合		
日本の権限のある当局(環境省)への事前通告 LMOへの文書の添付(議定書18条2(c))	LMOへの文書の添付(議定書18条2(c))	LMOへの文書の添付(議定書18条2(a))	LMOへの文書の添付(議定書18条2(b))



日本からのLMOの輸出

日本の輸出者(輸出相手国が議定書締約国の場合)の手続き			
環境への導入を目的としたLMO		食料・飼料・加工用のLMO	拡散防止措置を執って使用されるLMO
相手国にとって当該LMOの最初の輸入の場合	それ以外の場合		
相手国の権限のある当局(BCHでご確認下さい)への事前通告(施行規則第35条) LMOへの文書の添付(施行規則第37条3号)	LMOへの文書の添付(施行規則第37条3号)	LMOへの文書の添付(施行規則第37条2号)	LMOへの文書の添付(施行規則第37条1号)

これらの輸出入に関する手続はヒト用の医薬品には適用されません